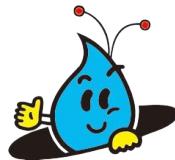


# 下水道使用料の改定について

札幌市下水道河川局



令和7年度 札幌市営企業調査審議会  
第4回下水道部会

# 目次

2

1

答申への対応

2

下水道使用料の改定

## 答申で提言された主な内容とその対応

### 答申の内容



#### 健全経営に必要な指標

- ア 収支の均衡
- イ 経費回収率100%以上

#### 健全経営に向けた使用料の改定

- ア 2026年度中に改定を行う必要
- イ 使用料算定期間は4年間
- ウ 目安は平均改定率23%程度

#### 使用料体系のあり方

- ア 従量使用料の<sup>ついりょう</sup>遞増度の引き下げ
- イ 基本水量制の廃止

### 対応



- 答申通り、**2**つの指標を設定
- 答申通り、**2026**年度中の改定
- 答申通り、算定期間は**4**年間
- 平均改定率は**22.6%**
- 遷増度は、答申通り**引き下げ**
- ▲ 基本水量制を**維持**

## 平均改定率

- ア 収支の均衡
- イ 経費回収率100%以上

2つの指標を達成するため

平均改定率**22.6%**

(直近の数字である2024年度の決算値で精査した結果)

### 算定期間における汚水処理経費と下水道使用料

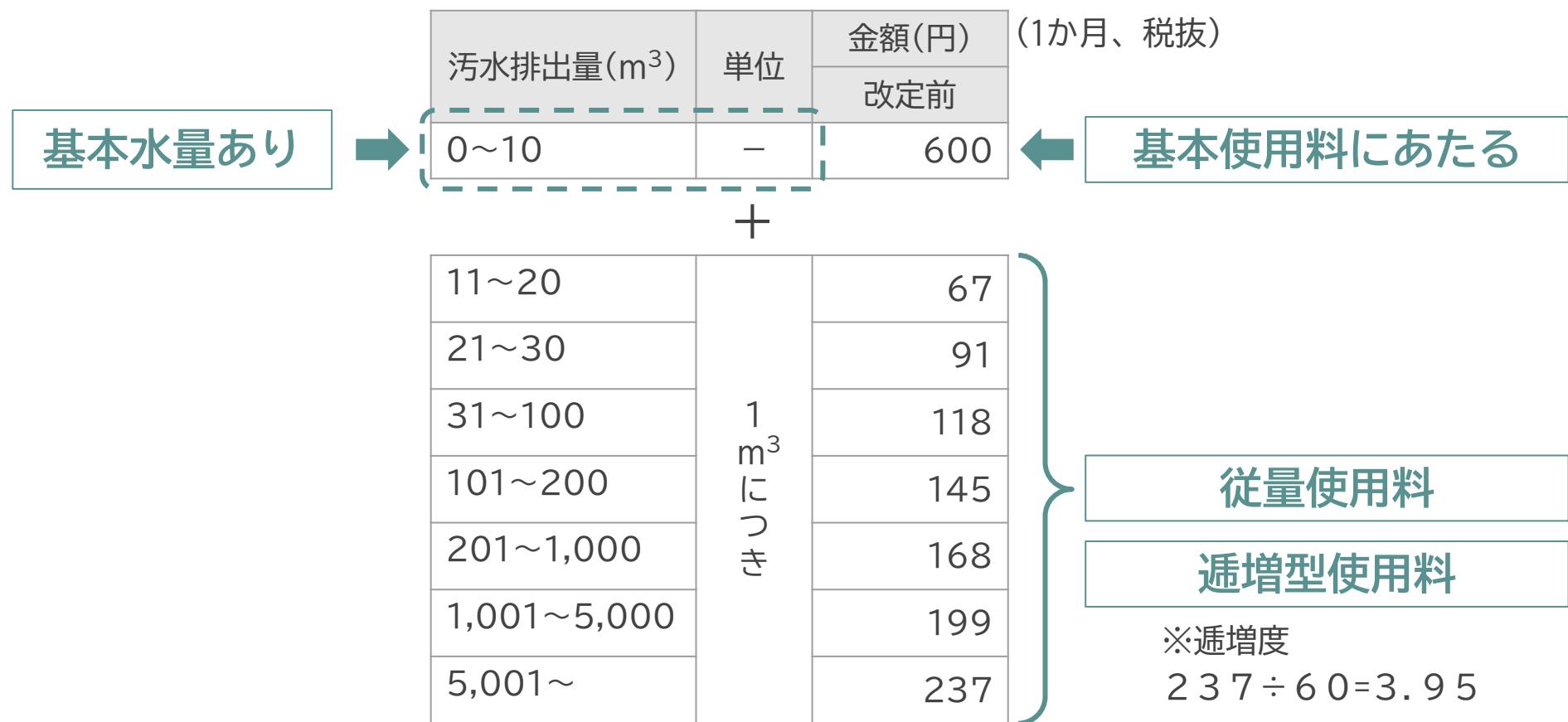
(百万円、税抜)

	2026	2027	2028	2029
汚水処理経費(A)	21,812	22,145	22,447	22,679
維持管理費	13,619	13,689	13,883	13,979
減価償却費等	6,755	6,817	6,763	6,695
支払利息	1,439	1,639	1,800	2,005
下水道使用料(B)	18,716	18,653	18,594	<b>18,506</b>
不足額(A-B)	3,097	3,492	3,853	<b>4,173</b>
経費回収率(B÷A)	85.8	84.2	82.8	81.6

不足額  
算定式  $4,173 \div 18,506 \times 100 = 22.6\%$  使用料収入 平均改定率

## 札幌市の使用料体系のおさらい（金額は改定前・税抜）

- 10m<sup>3</sup>までの使用者は、基本使用料にあたる600円であり、排出量の多寡に係わらず使用料が定額
- 11m<sup>3</sup>以上の使用者は、600円に加えて、排出量に応じた従量使用料を加算
- 排出量が多くなるにつれて1m<sup>3</sup>あたりの単価が高くなる遞増型従量使用料



ていぞうど  
遞増度の引き下げ

対応

使用料体系の検討のため、2つの条件を設定

**条件① 排出量が多くなるほど従量使用料の改定率を低減させる**

収入の多くを大量使用者に頼る状況は、社会経済状況、景気動向に左右されやすく、不安定な経営を招くため

**条件② 世帯人数別負担額の改定率と  
平均改定率22.6%との差が±5%程度**

改定率の格差が極端にならないよう考慮

①②の結果として

遞増度 現行3.95

改定3.53

ていぞうど  
遁増度の引き下げ

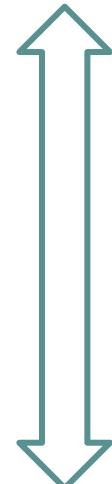
① 排出量が多くなるほど改定率を**低減**させる

※どの排出量区分でも、単価の改定率が30%を超えない範囲で調整

条例改正後の単価表

(1か月、税抜)

排出量  
少ない



改定率  
高い



汚水排出量(m <sup>3</sup> )	単位	金額(円)		改定率(%)
		改定前	改定後	
0~10	—	600	750	25.0
11~20		67	87	29.9
21~30		91	114	25.3
31~100		118	146	23.7
101~200		145	177	22.1
201~1,000		168	203	20.8
1,001~5,000		199	232	16.6
5,001~		237	265	11.8

1m<sup>3</sup>につき

遁増度  $265 \div 75 = 3.53$

ていぞうど  
遁増度の引き下げ

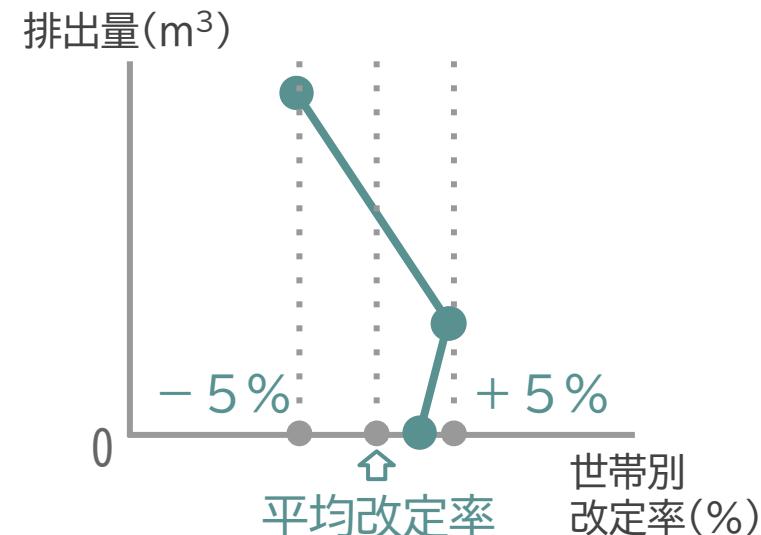
- ② 世帯人数別負担額の改定率と  
平均改定率 22.6%との差が **± 5%** 程度

## 世帯人数別の負担額例

(1か月、税込)

世帯人数別の 排出量目安※	金額(円)		改定率 (改定額)	平均改定 率との差 (%)
	改定前	改定後		
1人世帯(8m <sup>3</sup> /月)	660	825	25.0% (165円)	2.4
2人世帯(15m <sup>3</sup> /月)	1,028	1,303	26.8% (275円)	4.2
3人世帯(20m <sup>3</sup> /月)	1,397	1,782	27.6% (385円)	5.0
4人世帯(23m <sup>3</sup> /月)	1,697	2,158	27.2% (461円)	4.6
5人世帯(28m <sup>3</sup> /月)	2,197	2,785	26.8% (588円)	4.2
事業所(5,000m <sup>3</sup> /月)	1,050,874	1,233,188	17.3% (182,314円)	▲5.3

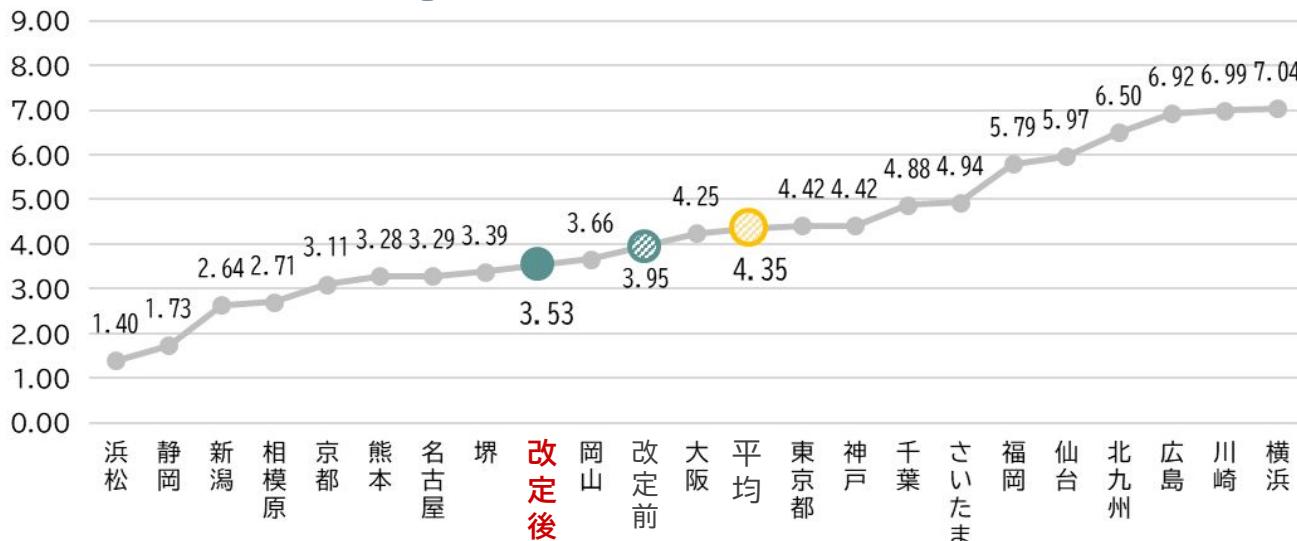
## イメージ



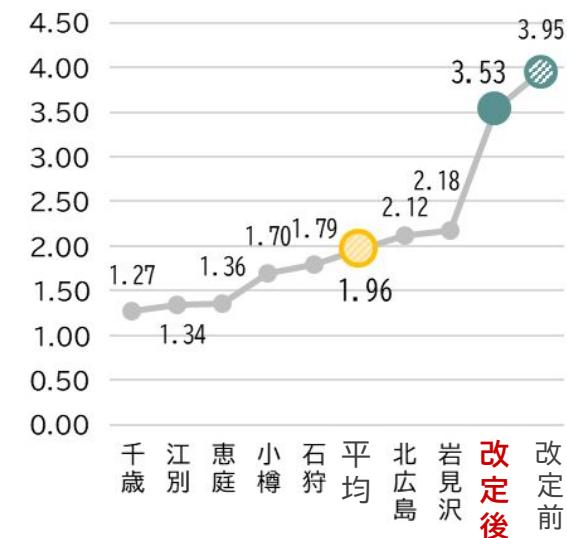
※世帯人数別の排出量は令和2年度東京都の  
「生活用水実態調査」による平均使用水量  
(小数点以下を四捨五入)

ていぞうど  
遞増度の引き下げ（他都市比較）

## 大都市の遞増度

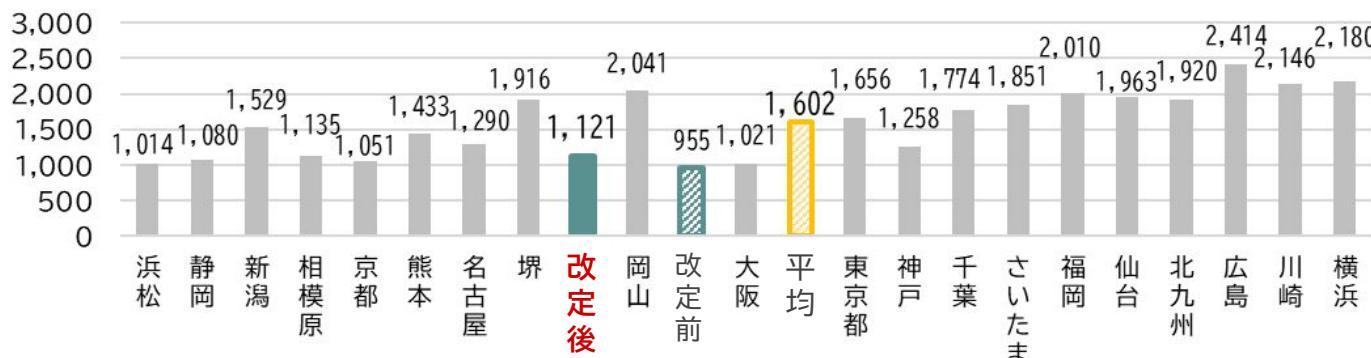


## 道内近隣市の遞増度



(千円、税抜)

## 5,000m<sup>3</sup>排出時の使用料



(千円、税抜)



## 基本水量制の維持

### 対応

基本水量制を廃止した場合に生じる次の理由から、  
今回の改定では基本水量制は**維持**し、廃止は見送り

---

**理由①** 少量使用者にとって過度な負担とならないよう適切な  
バランスに配慮が必要（次ページ参照）

---

**理由②** 改定内容が複雑となり使用者にとってわかりづらい

---

**理由③** 上下水道で基本水量制の扱いが異なることにより、  
システム改修や現場の対応に1年以上の期間が必要

---

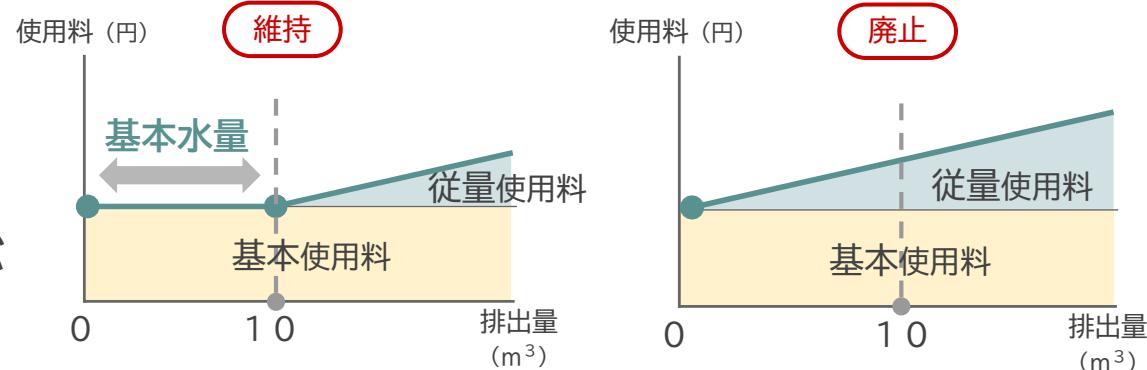
※理由①②は審議会での意見

## 基本水量制の維持

基本水量制を廃止すると…

10m<sup>3</sup>以下の少量使用者には新たに従量使用料がかかるため、11m<sup>3</sup>以上と比較して改定率が大きい傾向となる

### 基本水量制のイメージ



### 基本水量制を廃止した場合との比較例

(1か月、税込)

排出量	基本水量制の維持			基本水量制の廃止	
	金額(円)	改定率(%)		金額(円)	改定率(%)
1人世帯(8m <sup>3</sup> /月)	825	25.0	<	851	28.9
2人世帯(15m <sup>3</sup> /月)	1,303	26.8	=	1,303	26.8
3人世帯(20m <sup>3</sup> /月)	1,782	27.6	>	1,749	25.2
4人世帯(23m <sup>3</sup> /月)	2,158	27.2	>	2,112	24.5
5人世帯(28m <sup>3</sup> /月)	2,785	26.8	>	2,717	23.7
事業所(5,000m <sup>3</sup> /月)	1,233,188	17.3	>	1,227,776	16.8

## 2 下水道使用料の改定

## 札幌市下水道条例の改正 | 令和7年12月 議決

## 単価表の改定

(1か月、税抜)

汚水排出量(m <sup>3</sup> )	単位	金額(円)		改定額(円)	改定率(%)
		改定前	改定後		
0~10	1 m <sup>3</sup> につき	600	<b>750</b>	150	25.0
11~20		67	<b>87</b>	20	29.9
21~30		91	<b>114</b>	23	25.3
31~100		118	<b>146</b>	28	23.7
101~200		145	<b>177</b>	32	22.1
201~1,000		168	<b>203</b>	35	20.8
1,001~5,000		199	<b>232</b>	33	16.6
5,001~		237	<b>265</b>	28	11.8

計算例：月20m<sup>3</sup>使用時従量使用料 87円×10m<sup>3</sup>

基本使用料にあたる一律の使用料

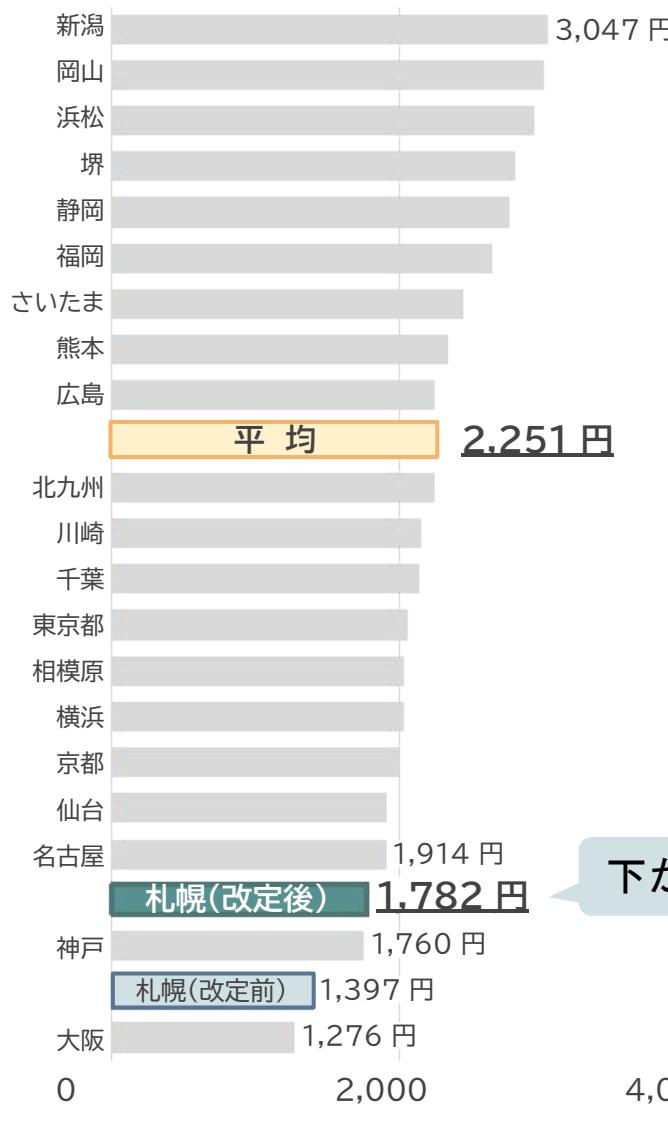
11~20m<sup>3</sup>  
870円0~10m<sup>3</sup>  
750円

750円+870円= 1,620円(税抜)

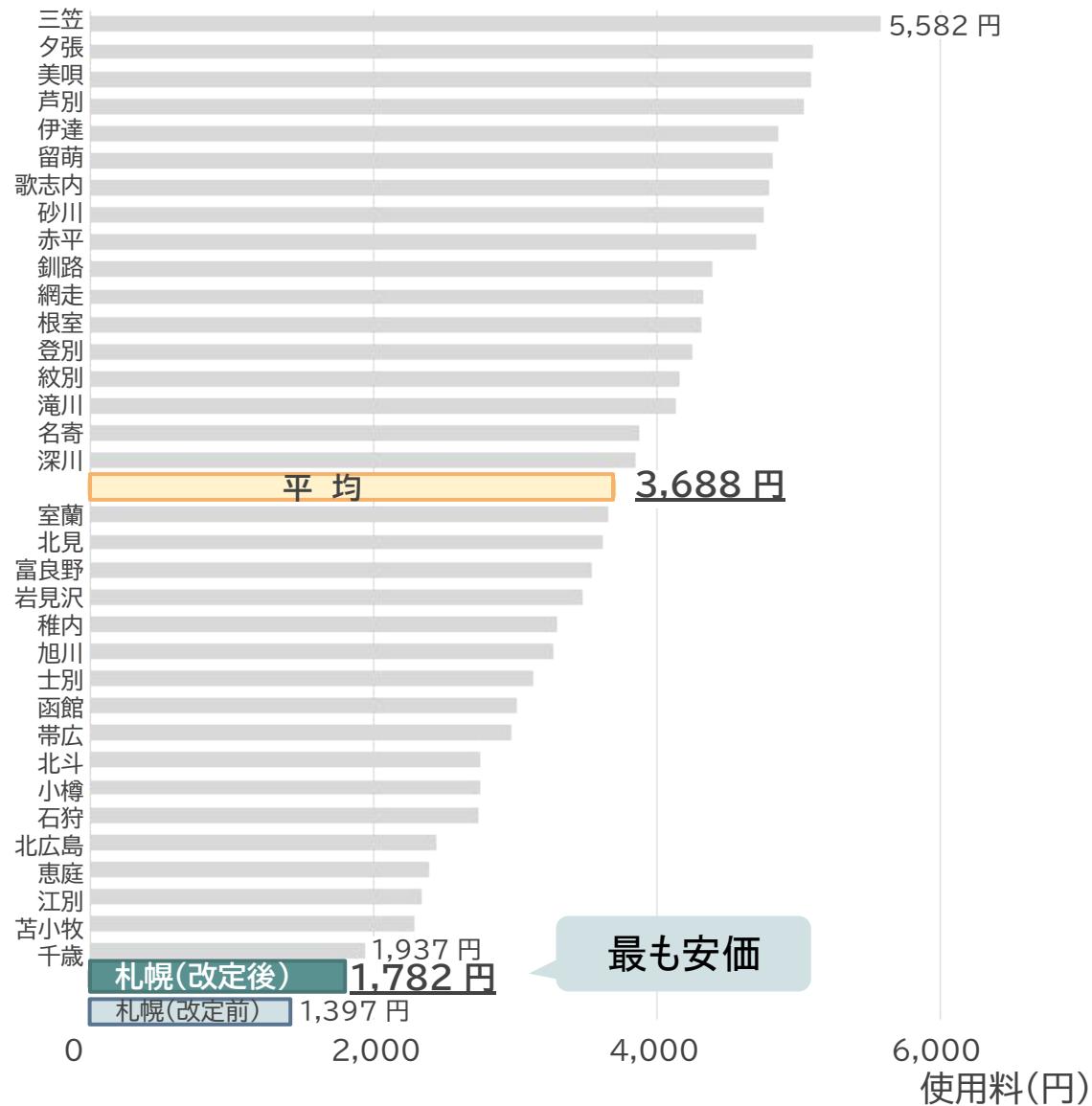
1,782円(税込)

## 下水道使用料の他都市比較（1か月あたり $20\text{m}^3$ 使用時、税込）

### 大都市比較(政令市+東京都)



### 道内市比較



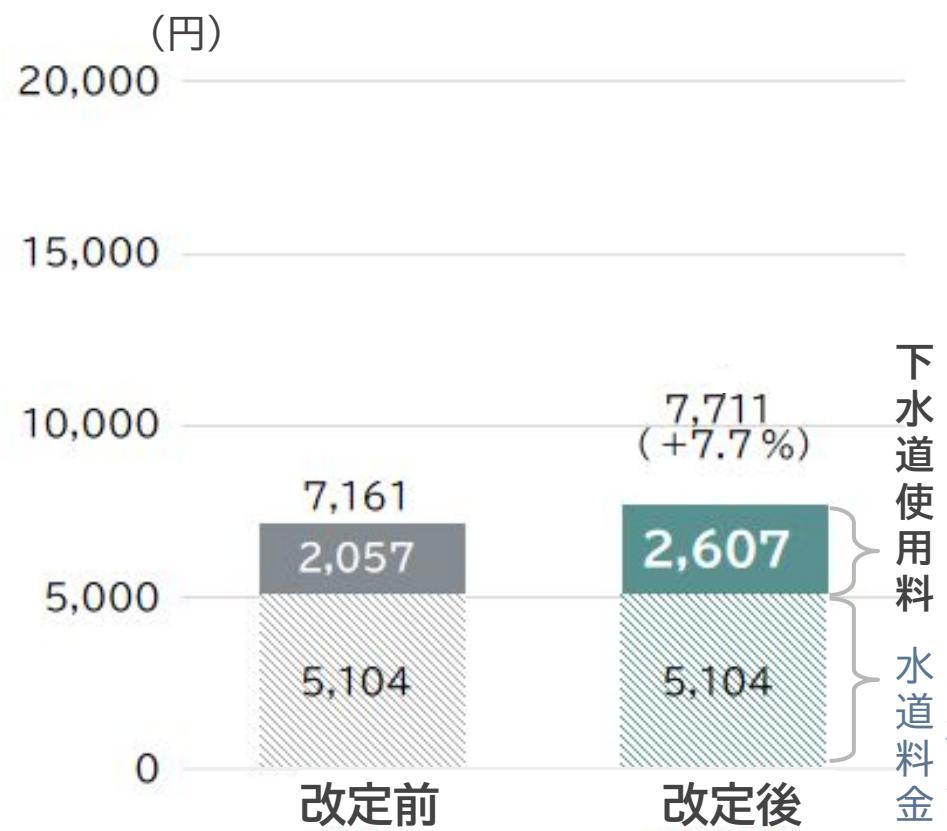
## 上下水道料金負担額の例（2か月あたり、税込）

1人世帯(16m<sup>3</sup>/2か月)※の場合

330円の増(+7.8%)

2人世帯(30m<sup>3</sup>/2か月)※の場合

550円の増(+7.7%)

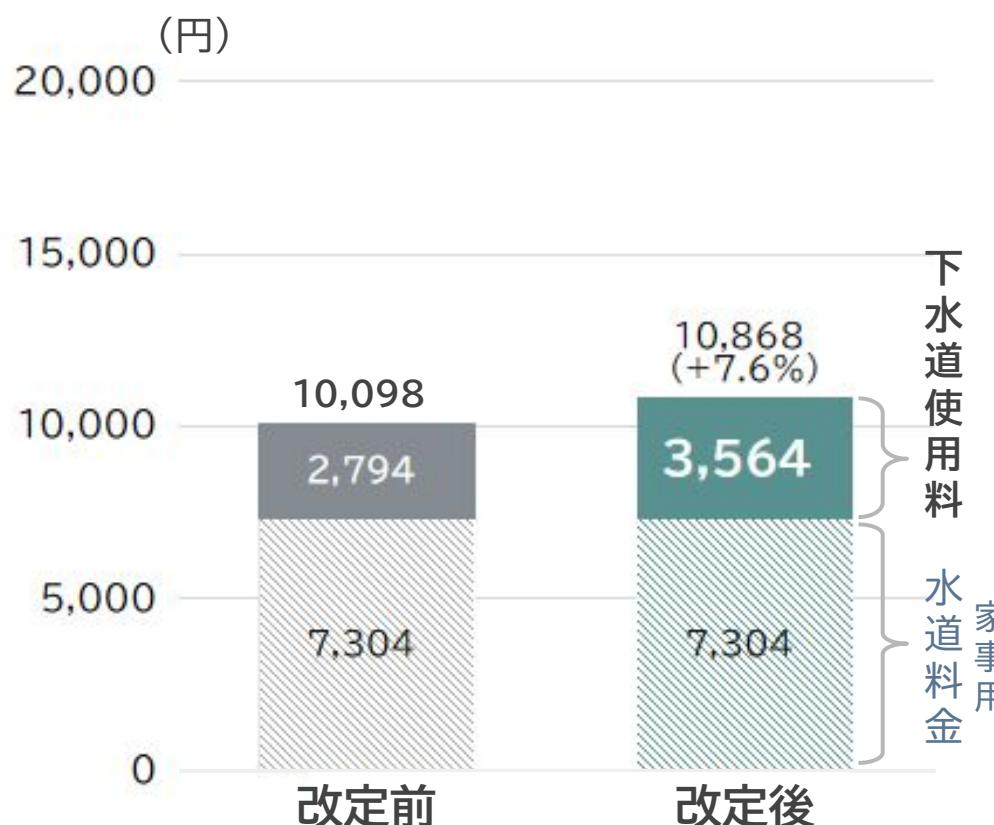


※世帯人数別の排出量は令和2年度東京都の「生活用水実態調査」による平均使用水量（小数点以下を四捨五入）

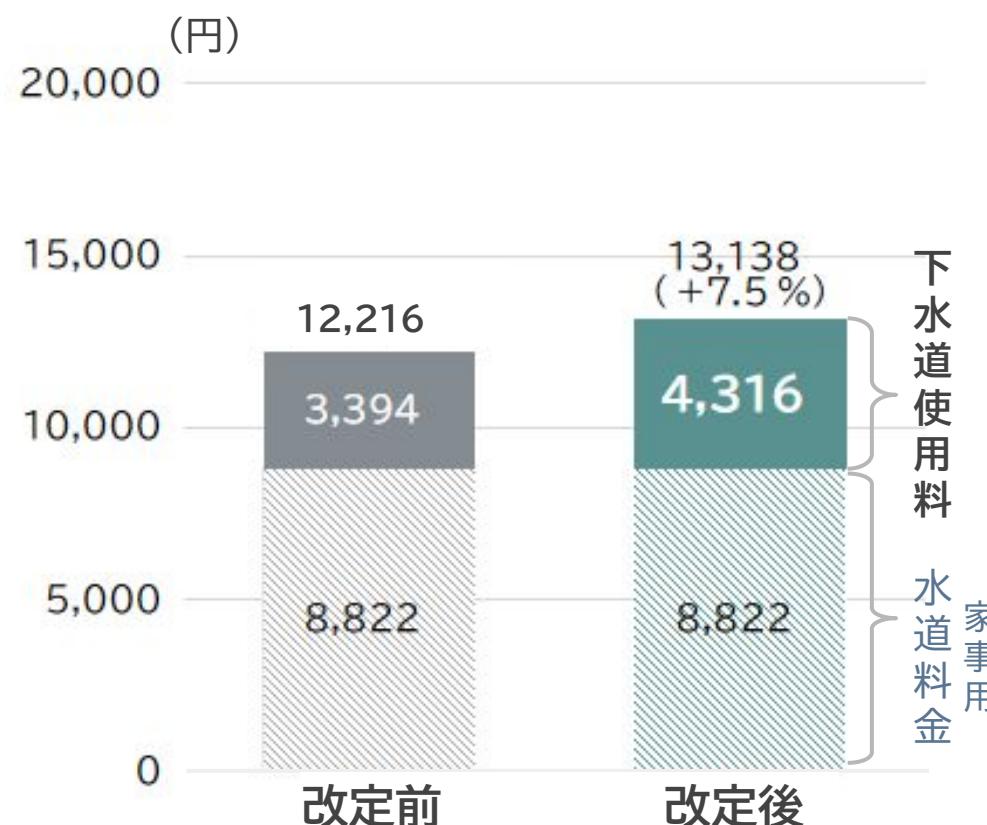
## 上下水道料金負担額の例（2か月あたり、税込）

3人世帯( $40\text{m}^3/2\text{か月}$ )※の場合

770円の増(+7.6%)

4人世帯( $46\text{m}^3/2\text{か月}$ )※の場合

922円の増(+7.5%)

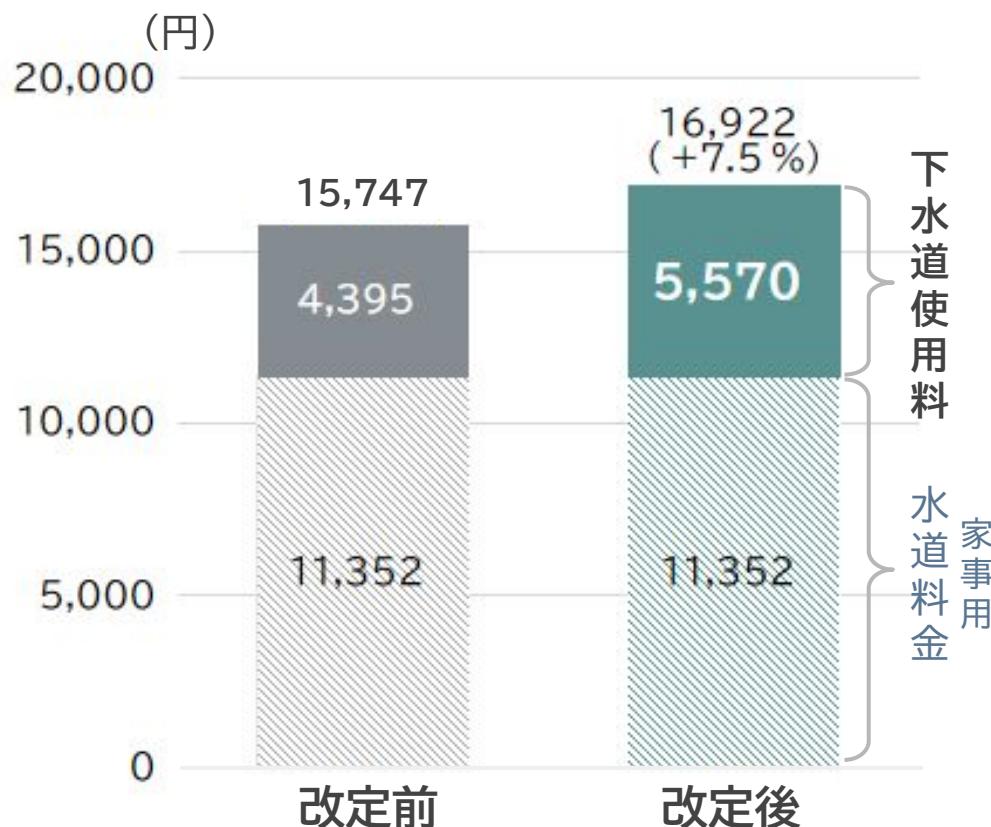


※世帯人数別の排出量は令和2年度東京都の「生活用水実態調査」による平均使用水量（小数点以下を四捨五入）

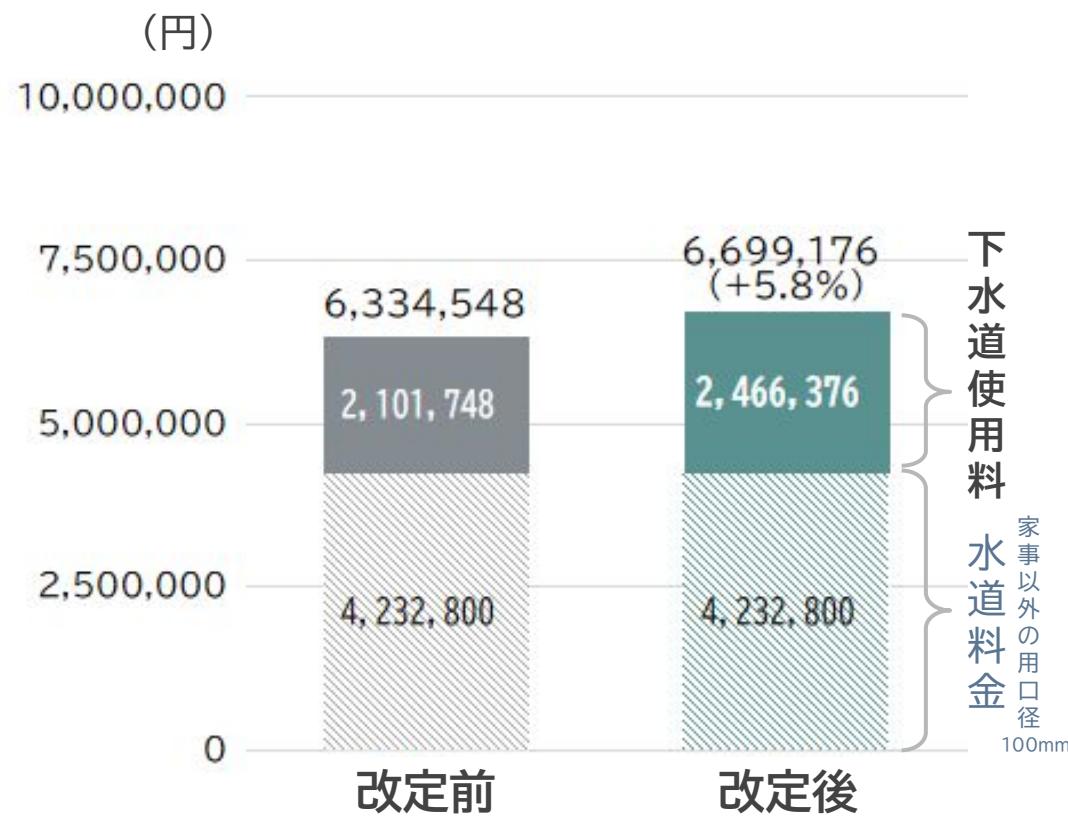
## 上下水道料金負担額の例（2か月あたり、税込）

5人世帯( $56\text{m}^3/2\text{か月}$ )※の場合

1,175円の増(+7.5%)

事業所 ( $10,000\text{m}^3/2\text{か月}$ ) の場合

364,628円の増(+5.8%)



※世帯人数別の排出量は令和2年度東京都の「生活用水実態調査」による平均使用水量（小数点以下を四捨五入）

## 使用者への周知

### ①札幌市公式ホームページ 特設ページ開設 | 2025(R7)年 12月予定

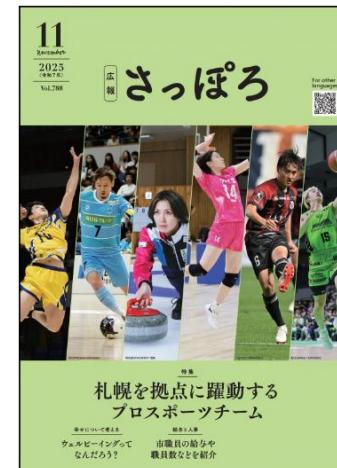
- 使用料の早見表を新たに作成
- 改定が必要となった下水道事業の背景や改定率の算定方法、Q&Aなど、わかりやすく丁寧な情報発信

汚水供収量	単価(税抜)	実際に計算してみましょう!(1か月で16m³超過したとき)
10m³まで (基本料金)	600円	0~10m³ → 10m³ (基本料金) 600円
11m³~20m³ 1m³あたり	67円	11~20m³ → 67円×6m³ 402円
21m³~30m³ 1m³あたり	91円	小計(16m³) 1,002円
31m³~100m³ 1m³あたり	118円	消費税(10%) 100円
101m³~200m³ 1m³あたり	145円	合計(税込) 1,102円
201m³~1,000m³ 1m³あたり	160円	
1,001m³以上 1m³あたり	199円	
	5,000m³以上 1m³あたり	237円

※平成26年4月1日改定  
※表に基づき計算した額に消費税を加えた額が使用料です

### ②広報さっぽろや各種SNSでの情報発信

- 市公式LINE、X(旧Twitter)に加え、下水道科学館Instagramも活用した 幅広い周知



## 使用者への周知

### ③イベントでのパネル展示 | 2026(R8)年 9月頃

- 例年開催する下水道事業パネル展や下水道科学館フェスタなどでも積極的に周知を図る



下水道事業パネル展  
(チ・カ・ホ)



下水道科学館フェスタ

### ④コールセンターの設置 | 2026(R8)年 9月頃～

- 使用料改定に伴う問い合わせに対応するため、専用のコールセンターを設置



## 使用者への周知（参考 他都市事例）

名古屋市 上下水道料金の改定 | 2025(R7)年10月

- 特設ホームページの開設
  - 市広報誌への掲載 など

**名古屋市上下水道局**  
Nagoya City Waterworks & Sewerage Bureau

水道料金・下水道使用料の改定

# 上下水道を 守り続けるために。

令和7年  
10月分から

料金が  
変わるよ！

みんなの  
未来のために

市民の皆さまの生活を支える  
持続可能な上下水道事業を構築していきます。

## 神奈川県 水道料金の段階的な改定

- 特設ホームページの開設
  - 県営水道広報誌への掲載
  - コールセンターの設置など

神奈川県企業庁

# 水道料金改定のお知らせ

水道の大きな口によって一度水を貯めると、また吐き出さないで、常にどこにでも出しちゃう。

安全で安心な水をお届けし続けるため、10月からの水道料金改定をお願いします。

神奈川県営水道  
2024年10月1日

生活に直結する「水」を安定的に供給し、地震などの被災時にも「いのち」を守るために、料金改定にご協力をお願いします。

**改定内容の主なポイント**

- 1 社会基盤の整備(新規・改修)**  
住民用水(新規用、更新用など)に料金を改定
- 2 基本料の算定(基本料水準の見直し)**  
毎回の水の大きさ(口)によって一度水を貯めると、また吐き出さないで、常にどこにでも出しちゃう。
- 3 料金改定の実効性の上げ方**  
平均料金改定額(料金改定をせず全国平均よりよい水準を維持)

全国平均で上回る高い料金改定額(27%以上)であります。改定額は、改定額を算出したときの2023年

真面目にたとえ物語の中から、日常生活や家庭活動の量を少しでも理解するため、お手引いただけます。

**モルゲース町の割合について(10月の水代)**

セグメント	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
【改定前】 (10月)	930円(14.4%)	1,860円(14.4%)	2,790円(14.4%)	3,720円(14.4%)	4,650円(14.4%)	5,580円(14.4%)	6,510円(14.4%)
【改定後】 (10月)	930円(14.4%)	1,860円(14.4%)	2,790円(14.4%)	3,720円(14.4%)	4,650円(14.4%)	5,580円(14.4%)	6,510円(14.4%)
料金改定額	78円	156円	234円	312円	390円	468円	546円
料金改定率	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
料金改定額(%)	954~1,042円	1,908~2,084円	2,762~2,938円	3,516~3,692円	4,270~4,446円	5,024~5,200円	5,778~5,954円
料金改定率(%)	9.02%	9.02%	9.02%	9.02%	9.02%	9.02%	9.02%
料金改定額(%)	979~1,067円	1,953~2,139円	2,807~2,983円	3,561~3,747円	4,315~4,491円	5,069~5,245円	5,823~5,999円
料金改定率(%)	9.02%	9.02%	9.02%	9.02%	9.02%	9.02%	9.02%

**口座の確認方法**

上:料金改定額のあらわし  
2023年10月の料金改定額  
料金改定額(%) 5,013円

中:料金改定額のあらわし  
料金改定額(%) 5,013円

下:料金改定額のあらわし  
料金改定額(%) 5,013円

【これまでお読み頂いた資料】

- 料金改定の実効性の上げ方
- モルゲース町の割合について(10月の水代)
- 改定内容の主なポイント

## 具体的な改定時期

十分な周知期間及びシステム改修に要する期間を考慮し、  
2026(R8)年10月1日から施行する。

## 経過措置

- 新料金の適用は、使用期間の始期が10/1以降になった時から始まります
- 札幌市では原則として、検針は2か月に1回、2か月分の料金をまとめて請求

## 適用時期の例

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
偶数月 検針			始期 旧料金 8月 検針	● 使用期間の始期は8月なので、旧料金 始期 旧料金 10月 検針	● 使用期間の始期が10月なので、新料金 始期 新料金 12月 検針			
奇数月 検針			始期 旧料金 9月 検針	始期 旧料金 11月 検針	始期 新料金 1月 検針			

※10/1以降に転入して使用を開始した場合など、10月検針分や11月検針分でも新料金が適用されることがあります。

札幌市下水道河川局

